

# [研究ノート] プルードンの未発表草稿「力の法権利」(*Droit de la Force*) の解読

神戸夙川学院大学観光文化学部 講師 伊多波 宗周

## 目次

1. はじめに
2. 本編の概要
3. 付録の概要
4. 考察
  - (1) 力の法権利と自然権
  - (2) 正義の内存在性
  - (3) 交戦権について

## 1. はじめに

科研費補助金を使用し、2014年2月25日より2月28日まで、フランス共和国、ブザンソン市立図書館(Bibliothèque municipale de Besançon)にて、ピエール=ジョゼフ・プルードン(Proudhon, P.-J.)の1861年頃の未発表手書き草稿「力の法権利」(*Droit de la Force (Ms.2858)-A rapprocher de l'ouvrage La Guerre et la Paix (vers 1861), édition Tops / H.Tronquer, 1999*)を解読した。1998年3月にコピーされ、1999年に製本、図書館に収蔵されている冊子は、本編と付録より成る。本編はタイトルページを含み、115頁で構成されており、その後、「プルードンによる」と手書きされ、内容については活字化されている「国際政治」12頁(14セクション)が転載されている(書名は『百科事典』(*Encyclopédie*)とあり、最終ページにパリのJ.Claye出版によるものとの記述がある)。

近年のプルードン研究において、Phillipe RivialeやÉdouard Jourdainの仕事をはじめ、プルードン晩年の著作『戦争と平和』への注目が高まっており、それに先立って書かれた草稿「力の法権利」も、解読が望まれてきたものである。同稿は、プルードン研究の枠

内に留まらず、主に主権論・国際関係論をめぐる政治思想史・社会思想史の文脈においても重要なものと考えられる。以下に、その概要を記し(2および3)、若干の考察(4)を加える。

## 2. 本編の概要

手書き草稿タイトルページを p.1 とし、各ページの内容を順に記す。研究上重要性が高いと見なしうるページに関しては、やや詳細に記す。残念ながら、元の紙質が悪かったと思われる pp.65-80 については特に判読困難で、ほとんど解読できなかった。

引用は鍵括弧で示すか、一段下げで行なう。引用における原著者強調は太字で示す(下線と二重下線の二種類の強調があったが、特に有意な区別は見られなかった)。また、判読困難により推測した箇所については下線で示す。数ページ単位で記述に一定のまとまりが見られたため、便宜上、§ 記号と共にタイトルを付加したが、これは草稿にあるものではない(斜字で示す)。なお、*droit* の訳語は、文脈に応じて「法」と「権利」に訳し分けることも考えたが、基本的に「法権利」に統一した。

p.1 : 書類番号 2858。タイトル「力の法権利」。

### § 力および力の法権利 (pp.2-13)

p.2 : 章立て構想①

p.3 : (全体にわたって削除)

p.4 : 章立て構想②

第1章「力の現実性 (*réalité*)」

第2章「力の普遍性 (*universalité*)」

第3章「どのような力はよい (*bonne*) のか。ついで、あらゆる善 (*bonté*) について […]」  
第4章「法権利と力の関係について」 […]」  
第5章「力の法権利について」 […]」  
第6章「偏見 (*préjugé*) […]」<sup>2</sup>  
第7章「どのような法権利は、力に帰せることしかできないものか」

p.5 : (全体にわたって削除)

p.6 : 法権利と徳 (*vertu*) の違いについて

p.7 : (全体にわたって削除)

p.8 : 「力と法権利を**反対物**と見なす慣習的偏見について」

p.9 : 「自然の法権利 (*droit de la nature*) に内在的な未知の力 (*une force inconnu*) の産物」。(以下、削除)

p.10 : 「力についての問い。一つの村落が作られると、その周りの領域はすべて、その村落のものとなる」。そこから、「町同士の敵対性 (*rivalité*) が生まれる」。オランダやベルギーでの事例。

p.11 : (つづき)

p.12 : 「力の法権利は、憲法体系の大いなる透視図 (*rendu*) である」。

p.13 : (全体にわたり削除 : 第5章の構想<sup>3</sup>)

#### § 法権利についての問い (pp.14-19)

p.14 : 構想

はじめに、力の法権利の基本的な実際上の適用例を明示する。そこからの演繹で、二つ目として、集合的な力の法権利 (*droit de la force collective*) を、三つ目に、正義の法権利 (*droit de justice*) を論証する。

ついで、正義と法権利の関係について。「法権利が正義に反することがありえようか」。

p.15 : (つづき) 「権力 (*pouvoir*) が腐敗した法権利に変質する場合、どのようにしてか」。

p.16 : 「力と法権利を反対物とする偏見を打ち破らねばならない」ことについて。「それらは反対物とは限らな

い」。むしろ、しかるべき場合、「法権利は力を除去するのではなく、諸力を均衡させる (*équilibrer*) もの」である<sup>4</sup>。

ついで、「法権利についての問い」。

p.17 : (つづき) 刑罰について。宗教とマテリアリズムとの対比。

p.18 : (つづき)

p.19 : (つづき) 以上をまとめて、「法権利についての問い」という構想のもとに、連続して出版すべき3冊の小冊子のタイトルが挙げられる。「力の法権利」、「正義の法権利」、「集合性の法権利」<sup>5</sup>。

#### § 力の法権利と正義 (pp.20-29)

p.20 : もし力の法権利がなかったとしたら。すると、「力そのものが世の中で無益になっている」ことの説明がつかない。

p.21 : (つづき) 力がさまざまな現れ方をすることについて。

p.22 : (つづき) 労働の法権利を、「知性や天賦の才能 (*talent*) の法権利のことだと混同する人がいる」。しかし、それは力の法権利である。「なぜなら、人間のあらゆる潜在性の基礎は、生であり、力だからである」<sup>6</sup>。

p.23 : 憐れみと排除について。

p.24 : (つづき)

p.25 : 力の法権利と、裁き手のリアリズム (*réalisme justicier*) 。

p.26 : (つづき)

p.27 : 「正義のリアリズムと正義の**内在性**」。

ついで、「労働の法権利」について。

p.28 : 「正義のリアリズム、あるいは力の法権利」。

p.29 : 「正義と力、根本的には、それらは同じものである」。

#### § 集合的な力の法権利 (pp.30-36)

p.30 : リヨンなどの事例。

p.31 : 集合性の力について。

p.32 : 2冊の出版構想。「1. 個人的な力の法権利、2. 集合的な力の法権利」。

p.33 : (全体にわたって削除)

p.34 : 諸事例か? (判読困難)

p.35 : (全体にわたって削除)

p.36 : 1848年のリュクサンブール委員会について。

### § 矛盾と均衡 (pp.37-39)

p.37 : かつての著作『経済的諸矛盾』について。「矛盾の原理」を経済的・政治的領域に適用した。

p.38 : 「交戦権において、諸国家 (les puissances) の均衡の法則が適用される。そこにおいて、均衡は、諸力 (les forces) 間の闘争における基本的な現れ方をする」。

p.39 : 諸事例。

### § 自由 (pp.40-41)

p.40 : 力の法権利の「最初の適用」としての「自由」について。

p.41 : 自由な拒否権 (liberum veto) について。

### § 力と法権利の関係 (pp.42-51)

p.42 : 1793年のジャコバン派による暴力について。

p.43 : 「より強い (plus forte) イタリアを、と言われる。ということはつまり、力 (force) は何ものかであり、すなわち法権利である」。

p.44 : 「法権利は、傾向性を示し、認識と関わっている。それは、行動、[...]、力の観念を伴う認識である」。

p.45 : (つづき)

p.46 : 力は法権利を作り出さないという考えがあるが、そうではない。「ある場合には、力が法権利を作り出す」。「また別の場合には、論理 (raisonnement) が法権利を作り出すし、ほか労働等々が法権利を作り出す場合もある」。

p.47 : (つづき)

p.48 : 王について。

p.49 : ポーランドの例など。

p.50 : (つづき)

p.51 : 「現代の民主制」について。

### § 戦争 (pp.52-54)

p.52 : 「戦争の動機と原因」について。

p.53 : 力の合法的行使について。

力の合法的な行使 (usage légitime) がある。それは、力の法権利に由来するものである。そうでない力の行使は、濫用 (l'abus) である。いかにすれば最悪の力の行使である濫用を防ぐことができるだろうか。それには、力そのものの法則を確定しなければならない。

p.54 : (つづき) 知性の権利について。

### § 諸々の法権利 (pp.55-64)

p.55 : 第2章の構想メモ。「方法論は、**経済的なもの**と**政治的なもの**。経済的な法権利、政治的な法権利、**国際公法**」<sup>8</sup>。事例として、ポーランドやイタリアを取り上げる。

p.56 : 第6章の構想メモ。神について。正義について。

p.57 : 力の法権利の普遍性について。

p.58 : 諸々の法権利について。労働の法権利、住宅の法権利、政治的な法権利、他四つ。「人間とは**知性**によって生成され、意識によって指揮された**力**である」。

p.59 : (つづき)

p.60 : 「**力のバランス**」について。「政治的な法権利の対象とは何か」。

p.61 : 「原始的な法権利は、どこに見出せるだろうか。物見櫓 (échiffre) の兵にだろうか」。

p.62 : 「**人間の法権利**、つまり、集合的にせよ、個人的にせよ、**人間の中にある法権利**、人間的主体の中にある法権利」について。「人間の法権利とは、所有、自由、安全、平等、等々である」。自由の法権利について。

p.63 : 構想メモ

p.64 : (つづき)

pp.65-80 : (元の紙質が悪い上、かなり崩した字体になっており、極めて判読困難)

§ 力の法則と普遍的原理 (pp.81-86)

p.81:「力の神と戦争の神は、元来、同じものである」。

p.82: (つづき) 語源の話。ヘブライ語。

p.83: 「正義の普遍的な法 (loi)」について<sup>9</sup>。

一つ目には、諸力の法則 (loi des forces) によって、精神的領域と物理的領域を統一的に捉えること。  
二つ目には、あらゆる法則を一つの統一的な原理へと還元すること。すなわち、**集会的な力**、あるいは、**諸力の統合**である<sup>10</sup>。

p.84: 「力には、その法則がある」。

p.85: (つづき) 団結 (coalition) の力について。

p.86: (つづき) 「イギリスにおいては、団結権が認められている」。「産業的な団結権はもちろん、政治的な団結権もまた、**力の法権利**の表れの一つである」<sup>11</sup>。

§ 力の法権利の適用の秩序 (p.87)

p.87: 「力の法権利は、第一に、人民の諸権利である」。以下、諸々の力の法権利を適用したものがあつた。「市民権や産業的権利」、さらには「労働の諸権利」。

1789年および93年に出された諸権利についての宣言における列挙は、体系的な (méthodique) ものではないし、完全なものでもない。とはいえ、それらの宣言の重要性 [および (解説不能)] を貶めるつもりはない。その重要性とは、その源泉を実際に生きている人間の中にもつものとしての (comme ayant sa source dans l'homme vécu) **人間の権利** (人権 droit de l'homme) および**市民権**を追求したことである。しかし、それら宣言は列挙したのみで、系統的秩序 (ordre généalogique) ではなかつた<sup>12</sup>。

§ (以上2つの§をうけて) 力の法権利の適用としての人民の自由について (pp.87-92)

ついで、自由の話。

自由への権利と言うべきだろうか、自由の権利と言うべきだろうか。ところで、自由とは何であろうか。それは、[...] 力の自発的表出 (manifestation spontanée) である。

p.88: (つづき) 「自由の権利は、力の法権利を伴う」。「人間は、その力に応じた権利をもつとすることはつまり、**力の法権利**を前提し、それを認めていることに等しい」。

ついで、人民の力の話。「君主の力に対置されたのは、人民の力である」。ナポレオン1世は人民の力を利用しようとした。

さらに、「**諸々の異質の努力の統一の体系** (système de l'étranger union des efforts)」について。

p.89: (つづき) 「人民は、固有の力をもつが、これまでのところ、知性を伴っていなかった」<sup>13</sup>。「知性の法権利は、社会秩序の中で、力の法権利を獲得する」。

p.90: ヴァッテル<sup>14</sup>への言及。

p.91: 愛について、ほか。

p.92: (つづき)

§ 所有権と力の法権利 (pp.93-)

p.93: 所有権について。

友人が次のように指摘してくれたことは正しい。所有権を否定することは、力が力を生むことを否定することになるのではないか。というのも、所有権の否定は、**過去のもつ力** (force vieille) [...] を否定することであるからだ、と<sup>15</sup>。

§ 力の法権利の体系および帰結 (pp.94-96)

p.94: 戦争について。

p.95: 「力の法則」について。

あらゆる経済的体系は、諸々の力の法の適用ないし、力の法権利の適用である。

あらゆる政治的体系、政治的権利は、力の法権利の適用である。

あらゆる国際秩序も、力の法権利による。

p.96 : 「力の法権利の諸帰結」について。

I

1. 闘争 (lutte) において、力は力によって (判読困難) する。
2. 戦闘 (combat) における何らかの規則。
3. 人類の (判読困難) な形式。
4. (判読困難)
5. 政治的な諸力の均衡。

II 公法 (droit publique) の (判読困難) な政治。

III 現在の状況。

### § 命題集 (pp.97-103)

p.97 : 各巻の命題。(ここから再び紙質が悪い)

第1巻

1. 戦争とは、むしろ隠された事実である。
2. 神的事実 (fait divin) について。

第2巻

3. 戦争の (判読不能) 原理は、力の法権利である。所有権はじめ、その他もろもろの法権利は、力の法権利に由来する。
4. 交戦権と力の法権利の関係。

p.98 : (つづき)

4. のつづき。実際、裁判の観念には、手続き (formalité) 等々が含まれている。

第3巻

5. 戦争関連諸法の批判。

第4巻

6. 戦争の原因は、大衆的貧困 (paupérisme) である<sup>16</sup>。

p.99 : (つづき)

第5巻

7. 戦争の手続きについて。経済的な法権利の設定 (constitution) について。

適用例

フランス、イタリア、ベルギーほか。

p.100 : (つづき)

適用例のつづき。

p.101 : (つづき)

適用例のつづき。

p.102 : (つづき)

まとめ。一つには、戦争の講話を。もう一つには、経済的な法権利の設定を<sup>17</sup>。

p.103 : (つづき)

まとめのつづき。「私の命題はそれぞれ、古い世の中を維持しようとすることに対して、打撃を与えるものである」。

### § 先行研究と戦争についての草稿 (pp.104-)

p.104 : ベルクマン (Bergmann) の著書 pp.113-115 についての抜粋。

p.105 : (全体にわたって削除)

p.106 : ベルクマンの抜粋のつづき (pp.118-119)。

p.107 : (全体にわたって削除) 複数の先行研究の節を挙げ、対応表を作ろうとしている。

p.108 : ベルクマンの抜粋のつづき (p.180ほか)。

ついで、「戦争」のタイトルで文章が始まる。「戦争、恐ろしい手段」。

p.109 : (全体にわたって削除) 第1章「戦争」というタイトルで書き始めているが、削除。

p.110 : 戦争に関する諸概念の列挙。

p.111 : (全体にわたって削除) グロティウス等に言及した文章であるが、削除。

p.112 : 戦争に関し、神の視点に立てないことについて。人格について。

p.113 : (つづき) (判読困難)

p.114 : 二つの植民地の話。

p.115 : (全体にわたって削除)

## 3. 付録の概要

草稿の後に、pp.1-12 を付された 14 セクションからなる「プルードンによる」とされる『百科事典』の項目「国際政治 (Politique internationale)」が付録されている。『戦争と平和』に響く記述も多く、資料的価値を有するものと考え、ここに抄訳する。

### § 1 : かつての外交と今日の外交

かつての外交は、秘密裏に行なうもので、長期的展望の中で行なわれるものも多かったが、今日の外交は、政府の行いが報道によって明らかにされるために、変化している。より短期的な成果が求められるようになり、政府の自発性と主導性は制限されたものとなった。

### § 2 : 封建的政治と産業的人民の政治<sup>18</sup>

封建的政治および、その時代に固有の対立関係と、国民が自由になり、平等の原理が認められ、結果として労働の諸権利が認められるようになった時代に固有の政治とを比較してみよう。後者つまり、産業的政治は、対立の政治ではなく、労働者の利益、すなわち大衆の道徳的・知的・物質的な生活向上を最優先にする。イギリスは、1815年以降、ますます、産業的政治の方へと進んでいった。それは、貴族層、支配層、大衆層の同盟の結果である。平和は、文明的社会の正常な状態なのである。社会的諸力 (*forces sociales*) は、産業的・平和的政治のためのものもあれば、そうでないものもある。労働者が望むのは前者である。

### § 3 : 万民法 (*Le droit des gens*)<sup>19</sup>

その進展について。外国人の国民への同化。北アメリカでは帰化が容易である。外国人による土地の所有権の問題ほか。

### § 4 : 戦争あるいは、国際関係における力の行使<sup>20</sup>

かつての戦争は、民族の混交、新世界の開拓、耕作物や、その土地固有の動物の輸送などの目的を有したが、今日において、それらの目的のために必ずしも戦争は要されない。すると、戦争がなくなるということも可能だろうか。文明化は、これまでも、そしてこれからも、啓蒙と力によってなされる。これからは、後者、つまり力は、暴力的・破壊的力よりも、生産的な力になるだろう。

### § 5 : 交戦権 (*Le droit de la guerre*)

いかに交戦権が変様してきたか。人格と私的所有へ

の尊重が増進してきた。賠償金は、富の増加させるための一手段だった。1815年の第二次パリ条約で定められた賠償金は、国債の発行によって支払われた。今日広く知られているグロティウスとヴァッテル両者の議論を比較せよ。交戦権についての新しい規準について、普遍的同意たるものの定式化が必要だろう。戦争が戦争を生むシステムはどのようにして、放棄される方向に進んできたか。戦争が戦争を生むシステムが放棄される時、戦争は極めて高コストのものとなる。

### § 6 : 国家間の協調について

神聖同盟は、5つの国だけが主宰した広範囲におよぶ秩序である。イタリアやスペインなど、新たな国家がヨーロッパで生まれており、神聖同盟は新しい結合に取って代わられるべきだ。新しい形態による協調が、これまでになく必要とされている。協調は拡大するべきだろう。トルコやアメリカを度外視するべきではない。クザン氏は1846年に、ヨーロッパ連邦について予言していた。他にも例がある。協調にはさまざまな種類がある。小国家を救うためには、連邦 (*confédération*) しかないだろう。衛生と安全の観点から、世界規模の行政もありうるだろう。

### § 7 : 諸民族を和解させる物質的革新と諸民族が感じる連帯について

文明化された諸民族全体の利益になるようなある種の公的財産の設定が始まっている。たとえば、大河川の通行の自由がそうである。大陸の国家間の移動はますます容易になっている。交通網も整備されている。乗り換え表も作られている。鉄道や電信もできた。通貨の力。国家の垣根を超えた資本の集中も起きている。1838年以来、通商の自由も増進している。国際的展示会、度量衡の統一。話し言葉の教育。国境を越えた人と人とがつながりやすくなっている。そして、文学の重要性が高まっている。かつての愛国主義は排他的だったが、今日のそれは協調的である。かつてもキリスト教国同士の連帯 (*solidarité*) はあったが、今日、政治体同士の接近が起きている。また、学問、文学、芸

術、あるいは商業、産業での連帯も起きている。

§ 8 : 世界的、あるいはヨーロッパの君主制について  
なぜローマ帝国は滅びたのか。諸民族の特性の多様性により、世界的な君主制、あるいはヨーロッパの君主制は排除される。世界的な君主制を望む君主に対し、常に諸国家の同盟が起きる。民族および人種が独立して各々、その特性を発展させることが文明化の利益である。独立は調和と矛盾しない。

#### § 9 : 海事法<sup>21</sup>

かつてのイギリスの野望。イギリスは中立の権利を認めなかった。18世紀終わりの北方同盟（反スウェーデン同盟）<sup>22</sup>。ナポレオンとイギリスの戦い。1812年のアメリカとイギリスの戦い。イギリスは野望を諦めはしなかったが、講話に至った。臨検権（*droit de visite*）は、黒人奴隷売買に関して認められていた。1856年3月30日のパリ条約は<sup>23</sup>、中立の権利を認めた。

#### § 10 : 国家の境界線<sup>24</sup>

自然的境界を構成するものについての研究。境界の変更を正当化するものと捉えられている普遍投票について。

#### § 11 : イギリスの同盟とロシアの同盟

フランスと、イギリスの同盟およびロシアの同盟を比較すること。それぞれの利点について。以下の三つの局面から検討すること。道徳性、フランスに固有の利益、人類にとっての利益。

#### § 12 : 東洋についての問い

次のように問いを定式化できる。イスラームは、ヨーロッパおよび地中海世界における未来を有するか否か、と。東洋についての問いは、ヨーロッパにおいて今日、オスマントルコを構成する地域の問題に還元される。それらの地域において、明らかにトルコ人は少数派である。マフムト2世によって改革の試みが始められ、粘り強く推進された。そして、結果も得られた。

もしイスラームに未来があるとすれば、オスマントルコ皇帝にも未来がある。もしイスラームがヨーロッパから消滅するとしたら、今日のイスラーム圏はどうなるだろうか。

§ 13 : 東洋の大国についての問い、あるいはヨーロッパと遠いアジア、すなわちインド、中国、日本との関係。

それら関係の発展。インドにおけるイギリスの帝国の広大さ。そのような広大な領域の未来について。アジア的なものとヨーロッパ的なもの間の知性的・道徳的紐帯の不在について。大きな隔たりが埋まることは可能なのか。可能だとして、政治によってか、宗教によってか。産業はそれに関して何もできないのか。中国および日本へのヨーロッパ、さらに北アメリカの進出。中華民族の未来についてのさまざまな仮説。中国はヨーロッパ全体の倍におよぶ人口を抱えており、あらゆる種類の仕事において、極めて巧みである。

§ 14 : 現実政治における今日のナショナリティーについての問い

ヴェネツィア、ポーランド、汎スラヴ主義。ヴェネツィアとポーランドに関しては、完遂された征服を解消することが問題である。ある種の事例においては、民族の精神の力（*Force de l'esprit de race*）が見られる。征服した側のネーションは、征服した人々を自らへ吸収することができず、しばしば、無際限の犠牲を生み出す。多くのケースで、ナショナリティーの破壊は、殺人者自身が深い傷を負う殺人となるのだ。そうでない事例においては、同化を導く和解を行なう。ブルターニュ地方におけるスコットランド人がその事例である。民族（*race*）が同化に及ぼす正負の影響力について。言語のもつ影響力について。言語の違いは大きな隔たりである。いかにその障害を取り除きつつ、他の障害を取り除いたのか。歴史的事例。

## 4. 考察

「力の法権利」に先立って書かれた『革命における

正義と教会における正義』(1858、以下『正義』と略記)および、「力の法権利」を受けて書かれた『戦争と平和』(1863)との関係を中心に、3点の短い考察を加える。

### (1) 力の法権利と自然権

『戦争と平和』において、ブルードンは自然権 (*droit naturelle*) という言葉を、権利に関する用語法から除去すべきであると主張する (GP136)。反自然法・反自然権の代表的な社会思想としては、ルソーの社会契約論が挙げられるが、ブルードンの考え方はルソーとも著しい対比を見せる。ルソーの場合、「最強者の権利 (*droit du plus fort*)」は、権利の名に値しないものであった<sup>25</sup>。対して、ブルードンの場合は、歴史的にも論理的にも「力の法権利」こそが、あらゆる法権利に先立つものと捉えられる。これは、明確なる反ルソー的社会契約論の立場である<sup>26</sup>。「自然の法権利に内在的な未知の力の産物」(p.9) という表現は、自然法・自然権に先立つ「力」に言及したものとと言えるだろう。

前期思想においても、自然権的発想を採っていないことは確認可能であったが、たとえば、『所有とは何か』において、「仮に所有権が自然権だったとしても、その自然の権利は、いささかも社会的ではなく、反社会的である<sup>27</sup>」と述べられるなど、自然権そのものへの批判は前面に現れていなかった。『戦争と平和』で本格的に展開される自然権概念への批判が、この草稿において練られている様子を窺うことができる。

ブルードンは、自然権の発想を拒否した上で、p.87にあるように、諸々の法権利の発生の秩序を問うべきであると述べる。このことが、『戦争と平和』において、力の法権利からまず交戦権が、ついで万民法あるいは国際公法が、そして、政治的権利、市民的権利が、という法権利の系譜学として結実するのだ (GP136)。

### (2) 正義の内在性

正義の内在性については、『正義』の主要テーマであったが、この草稿にも何度か、内在的な正義についての記述があった。最大のポイントは、p.83において、あらゆる法(則)の原理としての「集合的な力 (*la force collective*)」への言及があった後、pp.87-89で展開される以下の議論であろう。「力の自発的表出

(*manifestation spontanée*)」としての「自由」という表現、あるいは、「もろもろの努力の統一」としての「人民の力」から「自由の法権利」が生まれるという捉え方は、初期の『所有とは何か』で提示され、『正義』で展開された「集合的な力」の延長上にある議論である。さらに、この箇所において、「人民はこれまで力をもっていた」が、固有の知性を持ち得ていなかったという、遺稿『労働者階級の政治的能力』(1865)につながる考え方が見られる。これは、『経済的諸矛盾の体系』(1846)などでも見られる、自発的なものの整流をする知性の役割というモチーフを政治哲学の議論に応用したものと捉えることができるだろう。

「経済的諸力の組織化による政治的なものの解消」という前期ブルードンによるアナキズムの主張は、『正義』にいたって、「もろもろの力の均衡」というモチーフに姿を変える<sup>28</sup>。その政治哲学における完成形が、政治的力の均衡を目指す連合主義の主張(1861)であると考えられるが、この草稿において、『戦争と平和』における国際政治の議論に留まらず、『正義』での考えを政治哲学の議論に応用するにあたっての様々なアイデアが書かれていることは興味深い。

### (3) 交戦権について

次のような指摘がある。「力」が権利の創造者であるとするブルードンの「レトリカルな表現」は、「一見、戦争弁護論であるという誤解」を招きやすいが「力」に関する議論は、「過去にかんするかぎりのもの」としての確認であり、それを見誤るべきではないというものである<sup>29</sup>。確かに、ブルードンが、諸力の均衡が未来社会において実現すべきだと考えていることは疑いない。しかし、「力の法権利」の発想は、過去に関する確認というよりは、原理的な考察であろう。

ここで時代状況を思い出したい。パリ不戦条約以前の、交戦権が認められていた時代において戦争がもった意味は、今日のそれとは区別して考える必要がある。ブルードンは、『戦争と平和』において、純粹に政治的な戦争であれば、それは正当な権利行使であることを認めている<sup>30</sup>。しかし、p.98にもあるように、事実上

は、戦争の本源的原因は大衆的貧困にあり、純粋に政治的な戦争というものは権利上においてしかありえず、現実には、経済的事象が戦争の要因になるのだった。

『正義』においても明らかなように、プルードン後期思想においては、アナキズムの主張された前期思想とは対照的に、人間秩序における政治の重要性が指摘される。たとえば、「あらゆる経済法則が軽視され、あらゆる均衡が破壊され […]」といった状況において、「社会の中に秩序を作り出す技術」としての政治に期待がかけられたのだった (JRE II264)。p.95 において、「あらゆる経済的体系」および「あらゆる政治的体系」そして、「あらゆる国際秩序」は、いずれも「力の法権利の適用」によるとされるのだが、当初、「力の法権利」と題する著作を準備していたプルードンが、最終的に、本来的には政治的なものと目される戦争を主題とする形で『戦争と平和』を上梓することの背景には、純粋なる政治的なものの可能性を探る意図があったと捉えるべきだろう。

そのように考えると、たとえば、カール・シュミットの『大地のノモス』と比較する形でのプルードン後期思想研究も必要な作業となろう。初期思想において、「意志の主権」の批判を一つの柱として思考したプルードンが、とりわけ国際秩序における政治の可能性をどのように捉えるに至ったのかを明確化する作業となるはずだからだ。

<sup>1</sup> Riviale, Ph., *Proudhon La justice, contre le souverain*, L'Harmattan, 2003 および、Jourdain, É., *Proudhon, Dieu et la guerre*, L'Harmattan, 2006

<sup>2</sup> p.8 や p.16 にて、力と法権利が反対物であるという「偏見」について語っているので、そのことだと推測した。

<sup>3</sup> p.4 での構想にしたがえば、第5章は「力の法権利」を論じる章である。

<sup>4</sup> ここで、後期プルードンの最重要モチーフである「均衡」が用いられ、力と法権利の関係が論じられている。

<sup>5</sup> 後日の加筆と思われるが、これら3つの小冊子は「まとめて1冊で提示する」と書かれ、4つ目として、「非現実的な法権利」が加えられている。

<sup>6</sup> ニーチェを想起させる記述である。アナキズムとニー

チェ哲学の関係を論じる研究があるが、プルードン思想との親近性についても本格的に論じられるべきだろう。

<sup>7</sup> Proudhon, P.-J., *La Guerre et la Paix* (以下、本文中も含め、GP と略記。プルードンの著作については、リヴィエール版を用いる), p.264 などに同様の記述が見られる。なお、正当なものとの区別は、『所有とは何か』以来のプルードン思想のモチーフである。

<sup>8</sup> GP, chap.3 において、この発想に基づく議論が展開される。

<sup>9</sup> 下記引用に先立ち、ホブズへの言及がある。

<sup>10</sup> Proudhon, P.-J., *De la justice dans la Révolution et dans l'Église* (以下、本文中も含め、JRE と略記), tome II, p.258 において、国家が「上位の秩序の集合性 (collectivité d'ordre supérieur)」と呼ばれ、前期のアナキズム期から拡張された意味で「集合性」、「集合的な力」の概念が用いられたことを承けている。

<sup>11</sup> 付録 § 2 を参照のこと。

<sup>12</sup> 「系統的秩序」についての記述は重要である。ここでプルードンは、諸々の法権利の発生秩序を問うべきだと明言している。4 (1) の考察を参照のこと。

<sup>13</sup> 4 (2) の考察を参照のこと。

<sup>14</sup> スイスの国際法学者、Emer de Vattel.

<sup>15</sup> この箇所は重要である。プルードンは初期の著作『所有とは何か』において、所有権の不可能性を論証しようとしたのであるが、後の著作で、それを覆している。『戦争と平和』においても、自らがかつて行なった所有権批判について言及し、その立場を放棄した旨の記述があるが (GP72)、草稿段階で、所有権の否定が「過去のもつ力の否定」であると言及されているのは興味深い。

<sup>16</sup> ここに、『戦争と平和』の主要命題の一つが明示されている。(cf. GP326)

<sup>17</sup> 内容としては、p.99 に書かれていた第5巻、通し番号で7の命題の内容に近い。戦後処理に関し、政治的には講話が、経済的には賠償等の措置が行なわれることについて論じたものだろう。なお、ここで「設定」と訳した語は“constitution”であり、この語は、“constitution de partie civile” (刑事の損害賠償請求) のようにも使われる語である。

<sup>18</sup> このセクションは、極めてサン=シモン的である。

<sup>19</sup> このセクションは、メモ段階である。

<sup>20</sup> このセクションも展開不足で、メモ的である。

<sup>21</sup> このセクションもメモ的である。

<sup>22</sup> 不凍港を欲するロシアなどの思惑があり成立した同盟。1699年に成立しているため、「17世紀終わり」の誤りだろう。

<sup>23</sup> クリミア戦争の講和条約。

<sup>24</sup> この先二つのセクションも、メモ段階である。

---

<sup>25</sup> Rousseau, J.-J., *Du Contrat Social*, dans *Œuvres complètes III*, Gallimard, 1964, I-chap.3

<sup>26</sup> なお、GP186 で、意志ではなく、集合性の力を基礎とするブルードン独自の社会契約解釈が提示されるのは重要である。前期思想においては、『十九世紀における革命の一般理念』を頂点に、社会契約の論理そのものが批判されたのだったが、後期思想において政治についての本格的な思考を展開したブルードンは、ついにルソーとは別様の社会契約の論理を生み出すに至ったのだ。

<sup>27</sup> Proudhon, P.-J., *Qu'est-ce que la propriété?*, p.164

<sup>28</sup> この違いに無頓着な研究者も数多く存在するが、アキズムの主張と連合主義の主張とは一旦分けて考えるべきものである。

<sup>29</sup> 河野健二編『ブルードン研究』, 岩波書店, 1974, p.380 (「ブルードン著作解題」のうち、樋口謹一による『戦争と平和』の解題)

<sup>30</sup> cf. GP244

※本稿は、文部科学省科研費（若手研究（B）課題番号：25870968）による研究成果の一部である。